

川根本町結婚新生活支援補助金 申請手続きの流れ

1 次の書類を川根本町役場企画課へ提出（提出期限：令和4年3月31日）

※対象となる要件や必要書類の確認を、事前に企画課までお問合せいただくと、申請手続きがスムーズになります。

	チェック	書類
①		結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
②		婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
③		住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
④		夫及び妻の令和3年度の課税（所得）証明書（令和2年の所得）
⑤		【住宅購入の場合】住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し
⑥		【住宅賃借の場合】賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し
⑦		【住宅賃借の場合】夫及び妻の住宅手当支給証明書（様式第2号）
⑧		【貸与型奨学金を返済している場合】貸与型奨学金の返済額が分かる書類
⑨		【引越し費用の場合】引越に係る領収書の写し
⑩		【結婚を機に離職をした場合】離職票の写し

※上記以外にも、必要と認める書類を提出いただく場合があります。

※様式第1号及び2号は、川根本町ホームページからダウンロードできます。



2 補助金の交付決定及び確定

結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書により申請者あて通知します。



3 請求書を提出

通知書が届いたら、請求書（様式第4号）に記入・押印の上、川根本町役場企画課へ提出してください。



4 補助金の振込み

請求書の内容を確認し、補助金を申請者の口座へ振り込みます。